

令和5年度市町村特産品フェア「自治会館ふるさと市場」実施要綱

1 目的

鹿児島県市町村自治会館4階で確定申告の受付が行われるのを機会に、県内市町村の特産品等の展示即売や観光情報の発信を行うことにより、特産品等の販路拡大はもとより、出店市町村の観光振興等、地域活性化を図ることを目的とします。

2 実施団体

鹿児島県町村会、鹿児島県市町村行政推進協議会

3 実施場所

鹿児島県市町村自治会館1階ロビー特設コーナー（鹿児島市鴨池新町7番4号）

4 実施期間及び開店時間

令和6年2月16日(金)～3月15日(金) 9時30分～16時30分（ただし土日祝日除く）

5 販売条件

特設コーナーで特産品等の展示即売と観光情報の発信を行うこと。

6 出店料・駐車料等

(1) 出店料は無料とします。

(2) 駐車場について

自治会館の駐車場に駐車できる車（以下「許可車」）は、1日あたり原則3台までとします。許可車は、定められた駐車スペースに無料で駐車できます。駐車スペースが限られますので、必要により台数を調整させて頂く場合があります。許可車以外の車は、近隣駐車場等を御利用くださるようお願いいたします。搬入は原則8時30分から9時30分、搬出は16時から17時の間に行ってください。

(3) 本会が無料貸し出しするもの

① 販売台（W1400×D750）	6台
② 平型冷蔵庫（W1800×D900・10℃固定）	1台
③ 平型チルド冷蔵庫（W1500×D900・下限-3℃）	1台
④ 平型冷凍冷蔵庫（W1200×D900・下限-30℃）	1台
⑤ パネル（W800×H1600）ポスター等の張り付け可能	3台
⑥ TV（DVD）	1台

①から④の販売台・冷蔵庫等の最大の使用台数は8台です。定められた出店スペースを厳守してください。なお、販売台等の移動は御遠慮ください。移動を御希望の場合は事務局へ御相談ください。会場の状況により調整する場合があります。

7 前年度出店市町村と主な特産品等

別添のとおり <参考資料>令和4年度「自治会館ふるさと市場」日程表

8 会場使用の条件

(1) 鹿児島県市町村総合事務組合の許可条件を遵守してください。

① 許可物件は、ふるさと市場開催以外の用途に使用しないでください。

② 使用者は、善良な管理者の注意を守って許可物件の管理の任にあたってください。

③ 許可物件に違反する行為があると管理者が認めたときは、使用許可を取り消すことがあります。(鹿児島県市町村自治会館の設置及び管理に関する条例第5条に定める使用許可取り消し要件による)

④ 許可期間が満了し又はこの許可を取り消されたときは、別に許可する場合を除き、指定する期日までに許可物件を使用前の現状に復して引き渡してください。

この場合、使用者に損害を生じても町村会等は、何等責任を負いません。

(2) 1の目的にそぐわない物品の展示販売は御遠慮ください。

(3) 試食販売、酒類の販売をする場合、保健所・税務署への許可申請は、各自で行ってください。

(4) 火気及びフライヤーの使用は禁止です。(ホットプレート等を含む)

9 その他

出店者等は、自治会館2階「市町村談話室」を休憩室として使用できます。

10 終了後について

(1) ごみは、お持ち帰りください。

(2) 御利用になった備品等の清掃・消毒をお願いします。

11 緊急時連絡先

鹿児島県町村会 担当 三島 諒 TEL 099-206-1022 (平日8時30分～17時15分)

TEL 090-1513-7963 (上記以外の日時)